

## 平成30年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日 時：平成30年11月12日（月）午前10時30分から午前11時40分まで
- ・場 所：向日市中部防災拠点会議室
- ・出席者：（委 員）大田直史会長、酒井美智子委員、植田進委員  
（説明員）松下教育部副部長兼学校教育課長、野田同課担当課長、  
藤野同課主幹、奥田同課主幹  
（事務局）鈴木総務部長、林同部副部長兼人事課長、  
岡本情報政策課長、松本同課係長、小林同課主任
- ・傍聴者：なし
- ・議 事：諮問事項（平成29年度第1回向日市個人情報保護審議会からの継続審議）  
「児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書（学校警察連絡制度）」  
の改定に伴い、個人情報を本人外収集することについて

### <要 旨>

議事 諮問事項（平成29年度第1回向日市個人情報保護審議会からの継続審議）  
「児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書（学校警察連絡制度）」の  
改定に伴い、個人情報を本人外収集することについて

#### 事務局

（審議事項の概要説明）

本市教育委員会は、京都府警察本部との間で平成23年6月20日に締結した「向日市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書」の一部改訂を検討している。

現行の協定では、警察から学校へ個人情報を含んだ情報の提供を行う場合、少年本人と保護者の同意を必要としている。今回の改訂を行うと、少年本人が犯罪被害にあった場合を除き、少年本人及び保護者の同意を得ないまま、警察は学校に連絡ができるようになる。

向日市個人情報保護条例第8条第3項において、原則として本人以外から個人情報を収集することは禁止されている。現行の協定では、その例外にあたる同項第1号「本人の同意」を収集の根拠としていた。今回の改訂にあたり、「本人の同意」がない状況において、警察からの連絡を受けられるようにするため、同項第5号に基づき審議会に諮問を行う。

この案件は、平成29年7月14日開催の当審議会において審議を行ったが、更に議論を重ねた方がよいとの審議会の判断があり、今回、継続して審議を行う。また、前回審議の内容を踏まえ、担当する学校教育課が再度検討を行った部分について、このあと、担当から説明を

行う。

(事業の概要説明)

本市教育委員会及び京都府警察本部は、平成23年6月20日に「向日市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書」を締結し、児童生徒の健全育成のため、非行、再非行及び犯罪被害の防止に関し、両者が自らの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ってきた。

現行の協定においては、警察と学校間相互において、個人情報の提供には少年本人及び保護者の同意が必要とされている。本市の事例ではないが、今般京都府内では、児童生徒による薬物事犯等において、警察に検挙された少年又は保護者から同意が得られず、警察から学校に連絡できないケースが見受けられた。

こうした場合、学校では児童生徒の所在がわからないまま対応に苦慮する場面が想定されるので、今回、協定の一部改定を行い、本人が犯罪被害にあった場合を除き、本人及び保護者の同意を得ないまま、学校に連絡を入れることができるようにすることを検討している。

このことが、本人の同意を得ないまま個人情報を本人外収集することにあたることから、貴審議会に意見を求める。

本協定の改正について、警察は平成29年1月から各市町村と締結を進め、今年、本市以外の全ての市町村教育委員会及び私立学校連合会等との締結を完了している。

昨年の審議の際、委員から「最近の少年事件について、報道等では凶悪事件も薬物事件も減っているとされている中で、警察との連携が必要か」との質問があったが、全国の検挙補導人数は減少傾向にあるものの、昨年秋には大麻摘発について若年層の増加が報道され、ついには先月はじめ、山科で中学生が大麻所持で逮捕されたことは、皆様の記憶にも新しいところであろうかと思う。また、小学生以下の少年による万引き等の非行は増加傾向であり、これまであまり図られてこなかった小学校と警察署との連携は、今後極めて重要であるといえる。

また、近年問題が拡大している児童ポルノで検挙されたものの約半数は少年であり、こうした犯罪における少年の置かれた状況は、加害被害ともに厳しいものがあるといえる。また、児童ポルノの拡散被害や犯行手段はインターネットがキーとなっているが、インターネット上の犯罪は広域性があるため、1つの学校、あるいは1つの市町村だけの対応には限界があり、警察との連携も欠かせない。現在の状況であれば、不幸にして本市の中学生が加害に関わってしまったとしても、本市の学校だけが情報を得られないまま、対応の機会を逃してしまうことも考えられる。

これらのことから、この1年あまりで本市が協定を改定することに対する公益性については、ますます高まってきているといえる。

本件は、個人情報伝えることにより侵害される児童生徒本人の権利利益と、学校が情報を得ることによる公益性の比較考量であると考ええる。

そこで、学校が情報を得ることによる公益性について、つまり、学校が情報を得られない場合に考えられる状況、及び得られることによつて対応しうる手段などについて、改めて説明する。

現状、児童生徒が逮捕された場合、単純に学校に来ていない、欠席であるということになるが、家庭状況により、児童生徒の身の安全すら確認できない状況が想定される。そうなれば、担任をはじめとする学校は組織をあげて、場合によっては授業をさしおいても連絡を取り続けなければならないという状況に陥ることもある。また同時に、学校はこうした保護者に対する対応やケアの機会を逃してしまうおそれがある。さらに、保護者も行方不明ならば、日常生活を把握したうえで児童生徒に対応する大人がいないという状況になる。

学校は、普段から家庭とも密に連携を図り、指導を行っている。そのためには家庭もしっかりしていることが必要だが、残念ながら全ての家庭とうまく連携が取れるとは限らないのが実情である。

また情報を得られなければ、児童生徒がいないことに対して、教室で、他の児童生徒への説明やケアができない。説明がないがために、うわさが先行すれば、児童生徒に動揺が広がるおそれもある。

反対に、学校が情報を先行して得ることができていれば、対応の仕方も検討でき、組織として学校が対応に当たることもできる。

児童生徒自身においても、警察が学校に個人情報を伝えることにより侵害される児童生徒本人の権利利益にもまして、学校が適正に指導できる体制を整えられることは、なにより本人のための利益につながると考えている。単に所在がわからない、今どこでどのような処遇を受けているのかわからないという状況では、学校として適正な指導ができないおそれがある。

学校警察連絡制度は、児童生徒の問題行動に係る情報の提供を受け、指導に活用することにより、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的としている。

本制度により、学校と警察がそれぞれの立場で、適正な児童生徒の支援・指導を行うことで、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成が図られ、また、少年の大麻乱用問題や高水準にある少年の再犯者率、非行の低年齢化などの課題を改善していくことは、十分に社会的な公益性があると考えている。

また、前回の審議会では、協定書そのものの内容についても意見をいただいた。主に、情報のコントロールが恣意的にならないかという

危惧、提供される個人情報の範囲と取扱いが不明確であることに対する危惧、協定書第4条の連絡対象事案の類型における「その他事案」及び本人同意に関して「原則として」という記述があることによる例外範囲の拡大に対する危惧、児童生徒本人に対する学校の不利益処分への危惧、という4点に集約される。

前回の審議会のあと、警察と協定書本文の変更について協議を行ったが、先行する全市町村とも一字一句の差異もないものを締結していることから、本市のみが条文を変更することはできないとの回答を得ている。

先行する他の自治体の状況を調査したところ、前回示した協定書とガイドラインに加え、実施要領を作ることでさらに網をかける取扱いをされた例があった。本市もそれにならい、新たに要領を作成して対応することを諮りたい。

「「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度」に係る実施要領案」について説明する。

情報のコントロールが恣意的にならないかという点については、要領3と7で情報提供者の責任者及び担当範囲を明確にしている。

提供を受ける個人情報の範囲については、要領6でその範囲を示すとともに、9で記録の作成と報告を示している。加えて後ろに「記録票」を様式として整備することにより、保有する情報の範囲を限定した。同時に、8で提供方法を限定し、不必要な文書が作成保存されることがないように配慮した。また、10で学校における情報の適正管理を規定した。

協定書第4条の連絡対象事案については、要領3及び4でさらに限定した。

前回の審議会で問題となった協定書第4条第1項カの「その他の事案」については、要領3の第1項カに「少年の生命・身体に危害が及ぶおそれのある事案」と明確に例示し、内容を限定した。また、協定書第4条第2項及び第3項の「原則として」の表記については、要項3の第2項及び要項4の第2項で具体的に限定を規定した。

本人に対する不利益処分への危惧については、学校としての指導を適正に行えるように、要領11に学校がとるべき対応を規定した。

以上、本市及び学校がおかれている状況の変化と、前回の審議会で協定書に対していただいた意見への対応についての説明である。

会長

本日欠席の委員1名から事前に意見書を受領している。事務局から読み上げてもらえるか。

事務局

意見書を代読する。

平成30年度第1回審議会配付資料について、意見を申し上げる。

協定書改定案については、前回審議時と内容等変更がないので、引き続き前回と同様の意見を申し上げる。

実施要領案の3「警察から学校への連絡対象事案」の内容であると、「個人情報をも本人外収集する理由」に掲げられているような事案に限定されず、事案を取り扱った警察署長が必要と判断すれば学校に連絡できることとなっている。このような内容では、連絡対象事件が広がり過ぎることや恣意的な運用がなされることが危惧される。

少なくとも、連絡対象事案について例示する、または、「必要性」の判断において判断事項を列記する等により、連絡対象事件の範囲を限定的に捉えられるようにすべきと思料する。また、このような文言を付加する場合も、真に連絡の必要性がある事案はどのような場合であるかを再度検討いただきたい。以上である。

会長

協定書の改訂案が前回と同じであることが問題であるとの意見である。協定書第4条第1項1号カ「その他事案の内容から、学校との連絡が特に必要と認められる事案」が広がり過ぎている。また、協定書には、伝達される情報の中身について限定されていない点などが問題であるという意見であったかと思う。しかし、その点については、警察の方とも協議したが、協定書の改定はできないということか。

説明員

警察からは、協定書の改正、条文の変更はできない、との回答を得ており、これを受け、当方でどういったことが可能か考えた結果、さらに網をかぶせるという形で実施要領を案として付けている。

恣意的な運用がなされることへの危惧について、協定書第4条第1項1号カ「その他事案の内容から、学校との連絡が特に必要と認められる事案」については、実施要領3（1）連絡対象事案のカ「少年の生命・身体に危害が及ぶおそれのある事案など」で明示をして限定した。また、判断するのは誰かという点は、実施要領3第1項本文で、「連絡の必要性については、事案を取扱った警察署長が判断するものとする。」と明示した。

また、提供される個人情報の範囲と取扱いについては、実施要領6「連絡の範囲」で「連絡の範囲は、連絡対象事案に係る児童生徒の氏名、概要及び健全育成に資するために必要な情報とする。」とした。さらに、実施要領9「記録の作成及び報告」で、「学校における連絡責任者又は連絡担当者は、警察への連絡を行う際、別紙様式1「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度（記録票）」にその内容を記載するものとする。」とし、「別紙様式」をつけることで、様式の範囲を超える情報は受け取らないということになる。また、様式は受け取る側が書く。警察から学校への連絡は、電話か面接で行われる。このように、不必要な情報は残さないような配慮をしている。

学校が受け取った情報の取扱いについては、実施要領10「学校における情報の適正管理」で明示し、責任者は校長先生とした。

委員

前回審議後、今日までいろいろ検討し、協定書の本文は変えられないうえで、この実施要領を付けた。広義に見て、この協定により、向日市として青少年の健全な育成、健全な学校教育を続けていくということについて、私は基本的には了としたいと思う。

このような連絡制度を作って、無い場合と比較したとき、今後運用していく中で、一歩でも二歩でも前進ができたらいと思う。実施要領に、はっきりと警察署長が判断をする、取扱いについても厳選していく、となっている。仕組みとしては良い。ただし、基本原則として、運用にあたっては、生徒及び保護者の利益、権利を擁護する、守っていかなければならない。

「学校への連絡が特に必要と認められる事案」については、警察署長の判断になるため、ある程度事案について限定していくという意見もあり、どのような事案に限定するか、警察署長にどこまで判断を委ねるのか、難しい。

しかし、実施要項を付けて運用していくということでもいいと思う。

平成23年に協定書を締結後、今日までの間に、向日市教育委員として具体的な適用事例はあったのか。

説明員

本人及び保護者から同意があり、警察から学校へ連絡があったことは1件もない。

説明員

今回、協定を改定するのは、保護者と連絡が取れない場合も想定しての改定である。最近、青少年の対応の難しさの1つは、保護者対応で、保護者と上手く連絡が取れないというケースが増えている。保護者と連絡が取れないときに学校側としては、今回の改定がないことによって、正しい情報が得られなかった場合、その生徒が今度学校に戻ってきた時の受け入れ等も含めて、やはり学校一丸となった体制を築く必要がある。幸いなことに向日市ではこういった件はなかったが、どこで本市の生徒なり児童がこういった案件に関わらないとも限らない。運用は十分配慮をしていく必要があるし、それは当然認識しているが、保護者と連絡が取れない場合、学校としてぶれない形で対応していく必要がある。

委員

何か事件が起こった時に、必要以上に大騒ぎにならないよう、学校が事前に対応できるために、この協定の改定があったほうがいいと思う。

会長	連絡対象事案を警察署長が判断することについて、広がり過ぎることや恣意的な運用がなされるおそれがあるという意見や、必要性がある事案が明示をされているほうがよいという意見についてはどうか。
説明員	委員からいただいている意見は、対象案件が広がりすぎることと、恣意的にならないかという点で、対象案件が広がりすぎることについては、具体的な例示をしてはどうかという意見であったと思う。例えばどの部分に対して具体的に例示したらいいのかを、意見としていただけたら、対応の検討がしていけると考える。例えば、要領の中でこの部分に具体的な例を示すべきだ、という意見があれば、できる限りの対応はできると思う。ただ、「恣意的」の中身がよくわからないので、その点については、具体的な対策が難しい。対象案件が広がらない形で、具体的に例示する形での運用ということについては、向日市教育委員会でも、一定検討できると考えている。
会長	では、協定書に、市の実施要領を付けることでなんとか慎重な対応という方向でよろしいか。基本的にこの実施要領の案の方向で、恣意的にならないように、事案の拡大とならない運用を。そういった問題があるということを憂慮していただいて、協定の改定に了とすることよろしいか。
委員	向日市では、これまで青少年の事件や事故はなかったということでもよかったか。
説明員	触法や、それに近い行為はある。重大事件に関わることはなかった。学校はそもそも「健全育成」が学校教育である。子どもたちが、発達段階の途中で何か事件等起こした場合、最終的には家庭全体のこととして捉える。今現在どうしているかが非常に大事で、それを踏まえて指導、支援を行う。なので、警察もこの制度が必要といっている。
委員	<p>事件が発生した時、学校は「健全な学校教育」という目的にそって、本人並びに保護者の意が汲めなくとも、やはり、全体を見て適正な方向にどう進めていくかが重要で、この制度がその第一歩になれば良いと思う。</p> <p>判断を警察署長に限定しても、人間が運用するわけであり、署長の人格や性格等により、その判断が変わることもあり得るが、相対的に、署長が判断すると決めておけば、それをもって、律していけると思う。判断に疑義が生じないように、その判断の幅で迷うことがないように、一定の基本原則を、実施要領で明らかにしたうえで、今後の教育制度にプラスになれば、踏み切っていいと思う。あまり厳格にとらえてし</p>

まうと、またそれに対して疑義が生じる場合もある。判断に幅がありすぎても困るが、連絡対象事案の判断基準をどこに求めるか、完璧なものは難しいと思う。

会長

それでは、これで議論を終了する。その他、この際に協議しておくべきことや確認しておきたいことがあるか。

事務局

はい。今回、「向日市個人情報保護条例の改正案件」及び「特定個人情報の安全管理措置対応」について、報告がある。

平成29年6月27日に開催された個人情報保護条例の見直し等についての総務省主催の説明会については、平成29年7月に開催した当審議会でも報告した。その際、資料として配布したのが、「個人情報保護条例の見直し等について（平成29年6月27日 総務省説明会資料）」である。この度、国が求める「必要最低限の改正」を行うが、改正の時期につきましては、近隣自治体の状況を把握し、参考にしつつ、検討しているところである。

内容は、①個人情報の定義、②要配慮個人情報について、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の定義と同一にすることについてである。

府内では一部の自治体は既に改正を終えており、他の自治体においても準備を進めているところである。本市においてはまだ変更条文等の細部においては確定していない。なお、改正後、折を見て「手引」の改正も進めたいと思う。

2点目、特定個人情報の安全管理措置対応について、特定個人情報、いわゆる「マイナンバー」の安全管理措置対応について、報告する。

現在、番号法の施行により、本市においても、マイナンバー制度に基づく事務が運用されているところであり、国や地方自治体は、番号法や個人情報保護条例などを遵守し、個人情報をより一層安全に管理することが求められている。具体的な取り組みとしては、番号法等の関係法令や、国の個人情報保護委員会が作成するガイドラインに基づき、規程やマニュアルなどを整備し、これらに基づき適切に運用すること、また毎年マイナンバー制度と情報セキュリティに係る研修会を実施することなどがあげられる。本市では、①規程やマニュアルの整備、②マイナンバー取扱事務の現況調査（担当者からのヒアリング）、③マイナンバー制度と情報セキュリティに係る集合研修会、この3つを今年度実施している。

規程等については、作成中であり、完成次第、報告したいと考えている。

会長

今の2点について、何か質問等あるか。



なければ以上で、本日の議事を終了する。

